別紙１

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当　　川野　行き

（E-mail：[u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)）

（FAX：０９８５－３２－３８８７）

企画提案競技 参加申込書

（業界交流・企業説明会等開催事業業務委託）

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者　職・氏名 |  |
| 担当者　職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

【注意事項】

* 確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。（電話：0985-26-7105）
* 参加申込書の提出締切は令和７年３月５日（水）午後５時までです。

別紙２

年　　月　　日

　宮崎県知事　殿

住所

名称

代表者 職・氏名　 ㊞

誓　約　書

　私は、業界交流・企業説明会等開催事業業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応出来る体制を整えていること。

□　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

□　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者

□　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

□　県税に未納がない者

□　宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第２条第４号に規定する暴力団関係者でない者

□　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

別紙３

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当　　川野　行き

（E-mail：[u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)）

（FAX：０９８５－３２－３８８７）

企画提案競技 質問書

（業界交流・企業説明会等開催事業業務委託）

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 担当者 | 部署名：  職・氏名： |
| 【質問内容】 | |
| 担当者連絡先 | 電話番号：  FAX番号：  E-mail： |

【注意事項】

* 確認のため、電子メール又はＦＡＸ送信後に必ず電話連絡をお願いします。（電話：0985-26-7105）
* 質問については企画提案競技実施要領、仕様書などの資料名及びページを明記し、質問内容を明確にしてください。
* 質問票の提出締切は令和７年３月５日（水）午後５時までです。

別紙４

令和　　年　　月　　日

　宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

住所

名称

代表者 職・氏名　　　　　　　　　　　　㊞

特別徴収実施確認・開始誓約書

　チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

１　領収証書の写し添付

　□　当事業所は、現在　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→　６か月以内の領収証書の写しを添付してください。

|  |
| --- |
| ６か月以内の領収証書の写しを添付してください。 |

２　添付する領収証書の写しがない場合等

（１）特別徴収実施確認

□　当事業所は、現在　　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

　　 →　確認印を受けてください。

　 上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※　各事業所で事前に記入しておいてください。

|  |
| --- |
| 市(町・村)確認印 |
|  |
|  |

（２）特別徴収義務がない

□　当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

　　→　確認印を受けてください。

□　当社は令和　年　月　日現在、宮崎県内に事業所がなく、従業員も居住しておりません。

（３）開始誓約

□　当事業所は、　　　　年　　月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→　確認印を受けてください。